

政策部会決定の改定について（案）

平成23年 月 日
国土審議会政策部会決定

平成23年7月1日に国土交通省の組織再編が行われたことに伴い、組織の名称変更等があったことから、以下の通り政策部会決定の該当箇所を修正する。

○長期展望委員会設置要綱（平成22年9月21日国土審議会政策部会決定）

第7条中、委員会の庶務は「国土交通省国土計画局総合計画課」において処理するとされているところ、「国土交通省国土政策局総合計画課」と修正する。

○防災国土づくり委員会設置要綱（平成23年6月2日国土審議会政策部会決定）

第7条中、委員会の庶務は「国土交通省国土計画局総合計画課」において処理するとされているところ、「国土交通省国土政策局総合計画課」と修正する。

長期展望委員会設置要綱（案）

平成22年9月21日国土審議会政策部会決定
最終改正 平成23年 月 日国土審議会政策部会決定

（設置）

- 1 国土審議会政策部会に長期展望委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

- 2 委員会は、人口減少の進行、急速な高齢化等を踏まえた国土の長期展望を行い、将来的な国土の重要課題について調査審議する。

（招集）

- 3 委員会の会議は、委員長が招集する。

（会議の開催）

- 4 委員会は、委員会委員の3分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

ただし、委員長は、やむを得ない理由により委員会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員会委員に送付し、その意見を徴することをもって、会議に代えることができる。

（議事の公開）

- 5 委員会の会議は公開するものとし、その議事録は速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

- 6 5のただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

（庶務）

- 7 委員会の庶務は、国土交通省国土政策局総合計画課において処理する。

（雑則）

- 8 この要綱に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

（附則）

この要綱は平成22年9月21日から施行する。

防災国土づくり委員会設置要綱（案）

平成23年6月2日国土審議会政策部会決定
最終改正 平成23年 月 日国土審議会政策部会決定

（設置）

- 1 国土審議会政策部会に防災国土づくり委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

- 2 委員会は、災害に強い国土構造への再構築に係る重要課題について調査審議する。

（招集）

- 3 委員会の会議は、委員長が招集する。

（会議の開催）

- 4 委員会は、委員会委員の3分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

ただし、委員長は、やむを得ない理由により委員会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員会委員に送付し、その意見を徴することをもって、会議に代えることができる。

（議事の公開）

- 5 委員会の会議は公開するものとし、その議事録は速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

- 6 5のただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

（庶務）

- 7 委員会の庶務は、国土交通省国土政策局総合計画課において処理する。

（雑則）

- 8 この要綱に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

（附則）

この要綱は平成23年6月2日から施行する。

○ 長期展望委員会設置要綱（平成二十二年九月二十一日 国土審議会政策部会決定）
 （最終改正 平成二十三年九月 日 国土審議会政策部会決定）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
7 (庶務) 委員会の庶務は、国土交通省国土政策局総合計画課において 処理する。	7 (庶務) 委員会の庶務は、国土交通省国土計画局総合計画課において 処理する。

○ 防災国土づくり委員会設置要綱（平成二十三年六月二日 国土審議会政策部会決定）
 （最終改正 平成二十三年九月 日 国土審議会政策部会決定）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
7 (庶務) 委員会の庶務は、国土交通省国土政策局総合計画課において 処理する。	7 (庶務) 委員会の庶務は、国土交通省国土計画局総合計画課において 処理する。